

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

富士見市地域福祉計画を策定するため、新たに富士見市地域福祉計画審議会が設置されることから、条例を改正するもの

II 条例の主な改正内容

1 第1条の改正

地方自治法の改正による引用条項の移動に伴う改正

2 別表の改正

36の項の「いじめ調査委員会委員」の次に「地域福祉計画審議会」を新規に加える。

37	地域福祉計画審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円

III 施行日関係

令和2年4月1日から施行

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新					旧				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定により富士見市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償等に関する事項を定めるものとする。</p>					<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定により富士見市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償等に関する事項を定めるものとする。</p>				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
36	(略)		(略)	(略)	36	(略)	(略)	(略)	
37	<u>地域福祉計画審議会委員</u>	<u>学識経験</u>	<u>日額</u>	<u>8,000円</u>	(新設)				
		<u>委員</u>	<u>日額</u>	<u>3,000円</u>					
38	(略)		(略)	(略)	37	(略)	(略)	(略)	
～					～				
73	(略)	(略)	(略)	(略)	72	(略)	(略)	(略)	(略)
		～	～	～			～	～	
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)